



モニタリングについて

備前市社会福祉課障がい者福祉係 山本



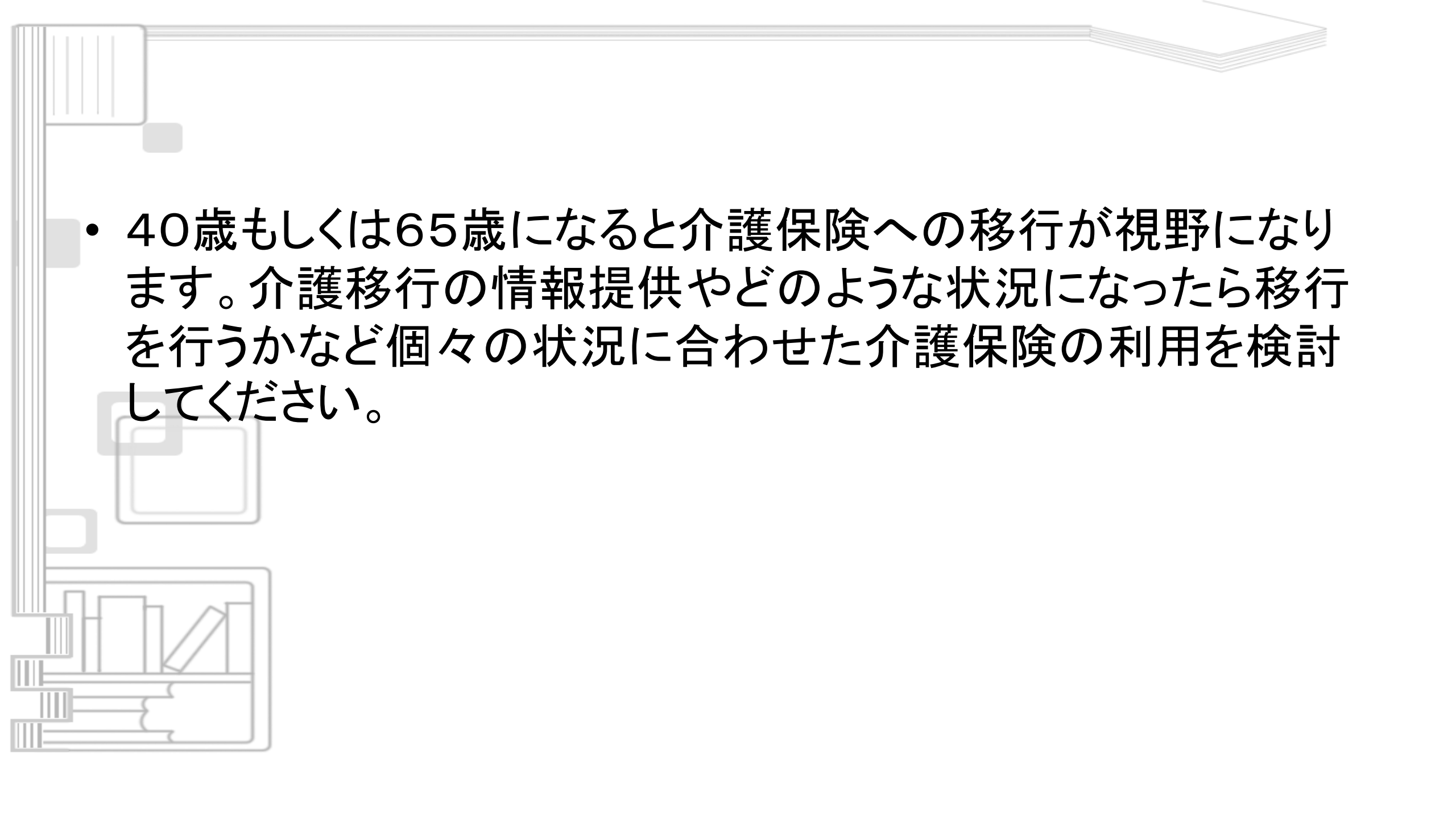
モニタリングとは

- サービス等利用計画に基づき、利用者の生活上の変化やサービス利用状況の把握など継続的に評価を行うこと。
- 評価については、サービスの利用状況の視点、課題解決の視点、虐待防止の視点など複数の視点から行います。

年齢による支援

- 就学前には、学校という教育の場に変わる大きな変化の時期です。学校での課題評価や放課後や休日の課題について評価してください。
- 中学校や高校になると体の成長や思春期の影響など新たな変化があります。また進路についても重要なテーマになってきます。

- 18歳になると福祉サービスが大人のサービスへと変更します。評価についても就労や自立などの視点からの評価をお願いします。
- 20歳になると障害年金の取得があります。取得について声かけや手続きの確認をいただけると利用者の安定した生活につながります。

- 
- 40歳もしくは65歳になると介護保険への移行が視野になります。介護移行の情報提供やどのような状況になったら移行を行うかなど個々の状況に合わせた介護保険の利用を検討してください。

加算について(モニタリング時)

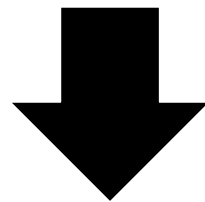
- 入院時情報連携加算・・・医療機関へ必要な情報を提供。
- サービス担当者会議加算・・・モニタ時に担当者会議の実施。
- サービス提供時モニタリング加算・・・サービス提供状況の確認。

★必要に応じて、記録を保存してください。実地指導時にないと指導対象になる可能性があります。

★併給できない請求や条件がある場合がありますので、気になる際は行政に確認してください。

よくある請求誤り

- モニタリング請求月を間違える。
- 計画作成とモニタリングを同月で請求する。
- 上限管理結果票が提出されていない。
- 特別地域加算に誤りがある。



行政と相談し、適正に過誤申請をお願いします。

モニタリングの提出について

- 原則として県民局管内の市町は提出をお願いしています。

理由①

行政として適正給付の視点からモニタリングの状況を確認させていただいています。

理由②

行政も地域の障がい者を支える一つの支援機関です。提出いただいた内容から提案や連携を行っていきます。

モニタリング時に確認しているポイント

- サービスの利用状況とその効果や目的との整合性。
- サービスの内容や量の変更点。
- 今後のサービスの継続性や目標の達成状況。

行政からのお願い

- 自宅でのモニタリングの実施。
- サービス継続ありきではなく、サービス利用の目的や目標達成を意識したモニタリングの実施。
- 提出の遅延や受給者証記載時以外のモニタリングについては、事前に相談してください。

行政からのお願い（モニタリング以外）

- サービス以外にもその時々求められるトピックスも話題にしていたただけたらありがたいです。年齢ごとに出てくるもの、避難や緊急時の対応、家族の変化などがその一例です。
- 第6期障害福祉計画によりモニタリングの検証が求められます。既存の研修やグループスーパービジョンに加え、新たな質の向上に向けた取り組みが実施されますので、ご協力よろしく申し上げます。

まとめ

- モニタリングは継続的に本人の評価を行う、重要な役割があります。
- 適正に加算を請求いただき、安定した運営をお願いします。
- 皆さんが障がい者と行政や地域をつなぐ重要な存在です。モニタリングを通じて当事者の現状や不安を伝えてください。

ご清聴
ありがとうございました

